

千葉県科学教育推進連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 科学教育の推進に当たり、関係者相互の情報共有を図るとともに、効果的な連携・協力体制を構築するため、千葉県科学教育推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 科学教育推進に関する情報共有に関する事
- (2) 科学教育推進に関する連携・協力に関する事
- (3) その他科学教育推進に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会は、生涯学習振興課長が招集し、毎年度定期的及び必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 生涯学習振興課長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者に、協議会への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、千葉県教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、生涯学習振興課長が協議会に諮って、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

【別表】

千葉県小中学校長学校運営協議会の推薦する者（小・中学校）
千葉県教育研究会理科部会推進委員長（小・中学校）
千葉県立千葉高等学校教頭（SSH）
千葉県教育委員会教育指導課・教育改革推進課の指導主事 （小学校理科担当・中学校理科担当・高校担当）
千葉県教育センター指導主事
千葉県教育委員会生涯学習振興課長